

議案第三五号

起債
と
つ
い
て

左記の通り起債するものとする

起債金額

一金唐百五拾萬兩也

一、起債目的

大藏省資金運用部

一、借入先

大藏省資金運用部

一、借入利率

年八分以内

一、借入時期

昭和三十年

一、偵測方法

昭和三十年年度但し工幸又は賤政の都合により起債の全許又は
昭和三十九年度にありて無越して借入れることかできる
昭和三十八年度より五年以内拂置き兩后拾年以内に毎年二回
昭和三十七年度より償還するものとする

勅諭
長印

一、徹底敗露

但し、野政の都合により、新上債を發行するに
若し、くは、依り、債權の借換を爲すことが出来る
稅收その他一般に入

昭和三十年三月十二日提出

三朝町坂出雅

昭和三十年三月十一日發表

三朝四載全長
天野

原案可決

